第百五十九条　協会は、法第百十一条第六項の規定による利用料に関する事項は、定款で定めなければならない。

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百五十九条の二　協会は、被保険者等の求めに応じ、当該被保険者等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該被保険者等に対し、協会が保有する当該被保険者等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百七十条において同じ。）を提出する方法により提供することができる。

（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百八十八条の二　（略）

２　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～八　（略）

九　高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査、高齢者医療確保法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

十・十一　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章の二　（略）	第一章～第三章の二　（略）
第三章の三　保健事業（第三十二条の三十二の二―第三十二条の三十二の七）	第三章の三　保健事業（第三十二条の三十二の二―第三十二条の三十二の五）
第三章の四　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の八）	第三章の四　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の六）
第四章～第六章　（略）	第四章～第六章　（略）
附則	附則
第三章の三　保健事業	**第三章の三**　保健事業
（法第八十二条第二項の厚生労働省令で定める者等）	（新設）
第三十二条の三十二の二　法第八十二条第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。	（新設）
一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する被保険者に対し健康診断（特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。第三十二条の三十二の五において同じ。）に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）	（新設）
二　船舶所有者（船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。）	（新設）
２　法第八十二条第二項の厚生労働省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条及び第三十六条第三項において同じ。）が保存している被保険者に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存しているものを除く。）とする。	（新設）
（事業者等が行う記録の写しの提供）	（新設）
第三十二条の三十二の三　市町村及び組合が、法第八十二条第二項の規定により被保険者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し（前条	（新設）